**まちづくり協定書**

丹波篠山市（以下「甲」という。）と事業者　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、丹波篠山市まちづくり条例（平成22年篠山市条例第45号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、良好な地域環境の確保及び地域の秩序ある発展を図るため、次のとおり協定を締結する。

**（開発行為等の内容）**

第１条　乙が行う本協定に係る開発行為等（以下「事業」という。）は、次のとおりとする。

(1) 事業区域の所在及び地番　　丹波篠山市

　(2) 事業区域の面積

　(3) 開発行為等の目的

　(4) 開発行為等の内容

２　乙は、事業区域の土地を前項に規定する内容以外の用に供してはならない。

**（地域との協調）**

第２条　乙は、事業の施行にあたって、直接利害関係を有する者のみならず、事業区域周辺の土地所有者、住民その他の関係者の理解と協力を得るよう努めなければならない。

**（森林及び緑地の維持管理）**

第３条　乙は、事業区域内に保全又は設置される森林及び緑地のうち、事業が完了した後に地方公共団体が管理することとなるもの以外について、緑豊かな地域環境を維持し続けるよう適切な管理を行わなければならない。

**（公共公益施設の整備等）**

第４条　乙は、事業の施工にあたり設置する道路、公園、その他の公共の用に供する施設等、並びに集会所、清掃施設、その他公益の用に供する施設等の整備、改善について、甲又は将来管理者との協議内容に基づき行うものとする。

**（公共公益施設の帰属等）**

第５条 乙は、前条の整備又は改善に要する費用を負担し、その用に供する土地及び施設を市に無償で帰属するものとする。

２　乙は、整備した公共公益施設の維持管理について、維持管理者を決定し、甲に報告しなければならない。

**（公共公益施設整備協力金）**

第６条 乙は甲に対し、丹波篠山市宅地開発事業に伴う公共公益施設整備に関する要綱に定める公共公益施設整備協力金を納入しなければならない。

協力金の額 　　　　　　円

**（住民の安全確保及び環境保全）**

第７条　乙は、事業の施工に関して必要な防災施設を設置するなど、自己の責任において、災害及び公害の防止、その他住民の生命財産の保護並びに自然環境及び住環境の保全のため、万全の措置を講じなければならない。

２　乙は、工事中の騒音、振動、粉塵、水質汚濁等の発生抑制に努めるとともに、近隣住民、歩行者及び通行車両の安全対策に努めなければならない。

３　甲は、事業の施工及び施工後の施設運営に関連して災害又は公害等が発生したとき、又はその恐れがあると認めるときは、乙に対して必要な措置を講じることを指示できるものとし、乙は、当該指示を受けたときは、自己の責任において遅滞なく必要な措置を講じなければならない。

４　甲は、前項による措置が講じられた後においても、なお災害又は公害等が発生したとき、又はその恐れがあると認めるときは、乙に対して事業の全部又は一部の一時停止、中止又は廃止その他必要な措置を講ずべきことを指示できるものとし、乙は、当該指示を受けたときは、遅滞なく対応するものとする。

**（事業廃止等の場合の防災措置）**

第８条　乙は、事業を一時停止、中止又は廃止しようとするときは、直ちに甲に申し出るとともに、甲及び関係行政機関と協議を行い、防災工事を実施するなど災害や公害等が発生しないよう必要な措置を講じなければならない

**（第三者に対する賠償）**

第９条　乙は、事業の施工及び施工後の施設運営に起因して生じた紛争及び損害については、損害を受けた第三者に対して相当の賠償の責を負うものとする。

**（地位の承継）**

第１０条　乙は、本協定に係る事業又は事業区域内の土地若しくは施設についての権利を第三者に譲渡し、又は承継させる場合においては、あらかじめ甲の承諾を得るとともに、本協定に定める乙の権利義務の一切を当該第三者が承継するための必要な措置を講じなければならない。

**（協定の変更又は解除）**

第１１条　本協定に定めのある事項のうち、不足の事態により目的を達成することが困難になったものが生じたときは、甲乙間で協議のうえ、本協定を変更又は解除することができるものとする。

**（協定事項の不履行の措置）**

第１２条　甲は、乙が本協定に定める義務を履行しない場合は、乙の氏名及び不履行の事実を公表することができる。

２　甲は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、乙にその旨を通知するものとする。

**（報告）**

第１３条　甲は、本協定の実施に必要な限度において、乙に対し報告を求めることができる。

**（実施細目及び疑義の決定）**

第１４条 本協定の実施細目については、必要に応じ、別に覚書等をもって定めるものとする。

２　本協定に定める事項に関し疑義が生じたとき、又は、本協定に定めのない事項に関しては、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

　　年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 甲 | 兵庫県丹波篠山市北新町４１番地 | |
|  | 丹波篠山市長 | |
|  |  | |
| 乙 | 住所 |  |
|  | 氏名 |  |